

【参考2】

滋賀県内市町の住宅関係の補助金について（令和4年11月時点）

市町名	補助金名称	補助率	補助上限額	備考（条件等）
長浜市	空き家流通・活用促進事業補助金	1/10	改修：20万円 家財処分：10万円	・補助対象物件 区域内に存すること、戸建て住宅であること、1年以上居住者または利用者がいないこと（別荘を除く）、補助金の交付年度において売買契約・賃貸契約を締結したまたは締結すること、建築基準法その他法令に違反する建築物または公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物でないこと ・補助対象者 補助対象空き家の所有者（3親等以内の親族でないこと） ・補助対象外工事 住宅に附属していない車庫・物置等の工事、併用住宅の居住以外の部分の改修工事、家電製品等の取付工事、カーテン・家具・調度品等の設置工事、外構工事、住宅改修を伴わない住宅の解体または除却工事
	定住住宅改修促進事業補助金	1/10	20万円～100万円	・助成対象者 自らが居住するために助成対象住宅に転入または転居する45歳未満の者 ・助成対象住宅 申請者および配偶者の3親等以内の親族が所有する市内の住宅または平成28年4月1日以降に売買もしくは賃貸契約が成立した中古住宅 ・助成対象外工事 住宅に附属していない車庫・物置等の工事、併用住宅の居住以外の部分の改修工事、家電製品（エアコンを除く）、カーテン・家具・調度品等の設置工事、外構工事、住宅改修を伴わない住宅の解体または除却工事、申請者が直接行う工事、交付決定前に着手した工事、建築基準法その他法令に違反する建築物または公共工事の施工に伴う補償の対象となる建築物でないこと
	空き家活用地域活性化事業助成金	2/3	100万円	・助成対象空き家 助成対象工事と同一の部位に対して他の補助金を受けていないこと、過去にこの補助金を受けていないこと、助成対象空き家のおよびその敷地の所有者等が市税等を滞納していないこと ・助成対象者 助成対象空き家の助成地の自治組織または市内に活動拠点を有する市民活動団体 ・助成対象事業 【改修後の建築物を次のいずれかの用途に10年以上活用すること】 サロンやカフェなどの交流施設、子どもの居場所や学童保育などを行う子育て支援施設、地元の食材を活用した食堂施設や販売施設、防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設、地域の歴史や文化等を学び理解を深めるための施設、その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設 【除却後の跡地を次のいずれかの用途に10年以上活用すること】 ポケットパーク、コミュニティガーデン、バスやデマンドタクシーなどの待合所、観光客や来訪者が利用できる無料駐車場、その他市長が認める地域の活性化に寄与する用途
	木造住宅耐震改修等事業	8/10	120万円	
	結婚新生活支援事業補助金	-	夫婦ともに29歳以下：60万円 上記以外：30万円	・補助対象者 世帯の所得が400万円未満であること、夫婦双方が39歳以下であること、3年以上継続して居住する意思があること ・補助対象外経費 住宅に付属していない車庫や物置等の工事、併用住宅の居住以外の部分の改修工事、家電製品・カーテン・家具・調度品等の設置工事、外構工事・住宅改修を伴わない住宅の解体または除却、申請者が直接行う工事
米原市	空家地域活性化活用補助金	2/3	100万円	・補助対象者 改修しようとする空き家の所有者または利用者 ・空き家バンク登録物件のほか、現に使用されていないもので、下記の地域活性化施設に改修するもの。 観光交流施設、居場所づくりに資する施設、多世代交流施設、テレワークスペース、その他市長が認める施設
	びわこの素・米原空家リフォーム補助金	2/3	100万円	・補助対象者 市民または市民となる予定の者 空き家バンクで取得した物件が対象。下記の経費は対象外。 ・家庭用電化製品および家具等の備品購入費 ・空き家対策総合支援事業による補助対象とならない経費 ・市長が補助の対象とすることが不適当と認める経費

	木造住宅耐震改修等事業補助金	8/10	100万円	
彦根市	空き家対策総合支援事業補助金	2/3	1,000万円	・補助対象者 彦根市内で活動する団体 ・補助対象事業 地域活性化を図るため、地域コミュニティの維持および再生を目的に 対象となる空き家の改修等を行い、次のいずれかの用途に10年以上 活用する事業 滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、 その他市町が認める施設
	子育て・若年世帯空き家リノベーション事業補助金	2/3	県外：60万円 県内：30万円	・補助対象者 空き家の改修を行うものであること 子育て世帯または若年世帯を構成する者であること。 補助金の交付決定後に、当該空き家に転居し、居住を開始すること 空き家バンクの登録物件が対象。下記の経費は対象外 ・物置、車庫、カーポートその他の住宅以外の設備改修工事 ・外構工事 ・家庭用電化製品、家具等の備品購入費 ・その他市長が補助対象外とする経費
	地域経済対策リフォーム事業	1/10	10万円	対象物件：申請者またはその2親等以内の親族が所有している物件 対象工事：「増築、改築、修繕等の工事」「下水道工事」「外構工 事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」
東近江市	空店舗改修支援事業補助金	1/2	100万円	市内で営業する者であること、市内事業者であること、商工会の会員 であること、2年以上営業に活用する者であること、週3日以上の営 業が可能なるものであること、空き店舗の活用にあたって小売業・飲食 業その他サービス業を業とする者、空き店舗所有者、当該所有者の配 偶者および2親等以内の親族並びに所有者と生計を一とする者でない こと
	中心市街地商業等空店舗再生支援事業補助金	1/2	300万円	市の中心市街地商業等集積地域内にある建物を改修し、店舗として活 用し事業を行う人、小売業・飲食業その他のサービス業を営む人、週 3日以上継続して3年以上営業ができる人、空店舗の所有者もしくは その配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族と生計を市にしてい ない人（法人にあっては、これらの人が所属していない法人）
	市民定住住宅リフォーム事業（住まいる事業補助金）	1/10	15万円	・補助対象者が所有し、現に居住している市内の個人住宅 ・過去に実施した住宅リフォームに関する助成金または住宅取得に関 する補助金を受けていない住宅
近江八幡市	地域経済活性化リフォーム促進補助金	15/100	30万円	自己もしくはその家族が所有し、居住している住宅または店舗併用住 宅 対象工事：内装工事、外装工事、設備工事、耐震工事
野洲市	-	-	-	-
守山市	空き家活用推進補助金	2/3	400万円	活用目的：地域活性化に資する観光交流施設、子育て支援および高齢 者の居場所づくりに資する施設、自治会等の活動拠点および多世代交 流施設、共同仕事場に資する施設、その他市長が上記に準ずると認め るもの 対象建築物：市内に存する空き家 対象者：補助対象空き家の所有者、補助対象空き家を賃借しようとす るもの 登記の有無：問わない
	木造住宅耐震改修事業費補助金	-	20万～170万円	
	住宅・店舗・施設改修助成制度	1/10	30万円	・市内に住所を有する者（法人含む） ・市内に存する住宅、市内で営業している店舗・施設 ・店舗については、一般飲食店、洗濯業、理容業、美容業およびこれ に類する業を行っていること ・施設については、医療業、社会福祉・介護事業およびこれらに類す る事業を行っていること
栗東市	空き店舗等活用促進事業補助金	2/10 または 3/10	20万円	・指定区域内の賑わい創出や地域活性化に関する事業に積極的に関わ る意欲があること ・商工会の会員になろうとする意欲があること ・空き店舗所有者と新規出店者が生計を一つにしていないこと、2親 等以内の親族でないこと ・市内で移転した場合に移転前の店舗を空き店舗としないこと ・週5日以上営業し、かつ通年営業が可能であり、1年以上継続して 営業を行う見込みがあること
	木造住宅耐震改修工事補助	8/10	100万円	
草津市	結婚新生活支援補助金	-	夫婦ともに29歳以 下：60万円 上記以外：30万円	倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事 費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く

大津市	定住促進リフォーム補助金	1/10	30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 5年以上継続して居住する意思を持っている者、過去にこの要綱による補助金を受けていない者、補助金を受けようとしている工事に関して本市の他の補助金等の交付を受けていない者（物件利用者） ・補助対象外経費 土地購入費、外構工事に係る費用、直接居住の用に供する部分以外の部分に係る費用、仮住居棟の使用に要する費用、用途の明瞭でない費用、備品等の購入に関する費用、下水道工事費用、その他関係がないと認める費用
湖南省	空家活用支援事業補助金	2/3	30万円or100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 補助対象空き家の所有者 補助対象空き家を賃借または購入予定の者 改修後の建築物を次のいずれかの用途に10年以上活用するものとする <ul style="list-style-type: none"> ・事業を推進するために設けられた施設 ・サロン、カフェ等の地域交流施設 ・子どもの居場所づくり、学童保育等を行う子育て支援施設 ・地元の食材を活用した食堂施設または販売施設 ・防災倉庫等地域の安全安心を確保するための施設 ・地域の歴史、文化等を学び学び理解を深めるために施設 ・その他市長が認める地域の活性化に寄与する施設 補助対象外の工事 <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具、電化製品等の取付工事 ・カーテン、家具、調度品等の設置工事 ・外構工事
	木造住宅耐震改修事業補助	8/10	100万円	
甲賀市	空き家活用リフォーム促進事業補助金	1/2	50万円 Uターン：100万円 Iターン：150万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 空き家の利用を開始した日から2年以上当該物件に定住または店舗として事業を継続することが見込まれる者 ・補助対象外工事費 備品および土地の購入に関する費用、10㎡を超える増築工事に係る費用、外構工事に係る費用、車庫、物置等の設置および修繕に係る工事の費用、ふすま・障子等の貼り替えに係る費用、家電リサイクル料金、設計費用および申請手数料、国・県・市の他の制度による補助または扶助の対象となる工事の費用、その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用
	子育て応援・定住促進リフォーム事業補助金	2/10	10万～120万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 市内に居住する者または当該年度内に市内へ転入・転居予定の者 過去にリフォームに関する補助金を受けていない者 ・補助対象物件 補助対象者が所有し、自己の居住の用に供している市内に存する住宅 ・補助対象工事 老朽化・災害等による補助対象住宅の修繕または改築のための工事 補助対象住宅の模様替えのための工事
	農地付き空き家活用リフォーム促進事業補助金	1/2	100万～200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 空き家の利用を開始した日から2年以上当該物件に定住または店舗として事業を継続することが見込まれる者 空き家に近接した農地を所有または購入もしくは賃借し農業を営む者 ・補助対象外工事費 備品および土地の購入に関する費用、10㎡を超える増築工事に係る費用、外構工事に係る費用、車庫、物置等の設置および修繕に係る工事の費用、ふすま・障子等の貼り替えに係る費用、家電リサイクル料金、設計費用および申請手数料、国・県・市の他の制度による補助または扶助の対象となる工事の費用、その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用
	三世同居・近居定住促進リフォーム事業補助金	2/10	30万～130万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 子育て世帯がリフォームした住宅に居住または当該年度内に転入・転居により居住する者 過去にリフォームに関する補助金を受けていない者 ・補助対象外工事費 備品および土地の購入に関する費用、10㎡を超える増築工事に係る費用、外構工事に係る費用、車庫、物置等の設置および修繕に係る工事の費用、ふすま・障子等の貼り替えに係る費用、家電リサイクル料金、設計費用および申請手数料、国・県・市の他の制度による補助または扶助の対象となる工事の費用、その他補助対象工事に関係がないと市長が認める費用

高島市	空き家活用モデル事業補助金	2/3	500万円	<p>補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業（空き家を活用し、地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供する先進的なモデル）の供用開始後、10年以上継続して事業を実施する意思があること ・地域の良好な生活環境の維持や周辺環境との調和に留意してモデル事業を実施すること ・補助対象者のSNS、チラシ、リーフレット等でモデル事業の進捗状況や活動状況等を継続的に情報発信できること ・市ホームページへの掲載、市の広報において事例として紹介することについて建築物の所有者および補助対象者が了承していること <p>補助対象経費</p> <p>改修工事等に要する費用、補助対象建築物の取得費（用地費を除く）および補助建築物の所有者の特定に要する費用とし、次に掲げる経費は除く。</p> <p>電化製品および家具等の備品購入費、宅外の施工に係る経費</p>
	経済活性化支援住宅リフォーム促進事業補助金	1/4	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象住宅 補助対象者が所有し、自らの居住の用に供している住宅 ・補助対象工事 高齢者および障がい者の自立を支援するための住宅の改造、改修等の工事 <p>耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅について、改修前に比較して耐震性能が向上する工事であって耐震補強のための住宅の改造、改修等の工事</p> <p>断熱構造化のための住宅の改造、改修等の工事</p>
多賀町	空き家改修費補助金	1/2	50万円 加算措置あり 若年世帯の場合 50万円追加	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録された空き家を購入し、入居する方 ・対象となる空き家に10年以上定住する者 ・空き家が所在する地域の自治会に加入し、地域行事等に積極的に参加できる者 ・空き家所有者と2親等以内の親族でない者 ・当該事業による改修に関して、国、県、町の他の制度による補助を受けていない者
	住宅リフォーム促進事業補助金	1/10	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：自ら居住している住宅を改修する者 ・補助対象工事：老朽化による住宅の修繕工事、壁紙の貼り替え・外壁の塗り替え等住宅の模様替え工事、防犯機能強化のための工事、公共下水道・合併処理浄化槽設置のための工事
	木造住宅耐震改修等事業補助金	2/10	80万円	
甲良町	住まいの補助金（住宅改修事業）	-	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 自己の居住の用に供するために改修した者 ・補助対象住宅 現に自己の居住の用に供しているもの ・補助対象外経費 敷地造成、門、塀その他の外構工事 物置、車庫等の付属設備の修繕、設置工事費 仲介手数料、印紙代、不動産取得税等の租税公課、設計測量費等の経費 シロアリ駆除、電話線、住宅の取壊し（一部・全部）工事
	住まいの補助金（子育て世帯空家改修事業）	2/3	100万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 子育て世帯である者 空き家バンク制度により、住宅を購入または賃借し、当該住宅に住み始めた者であって、購入または賃借後2年以内に住宅を改修した者 ・補助対象住宅 空き家バンク制度により、新たに購入または賃借した住宅で、現に自己の居住の用に供しているもの 昭和56年6月1日以降に建築着工したものまたは実勢報告の時点において耐震基準に適合しているもの ・補助対象外経費 敷地造成、門、塀その他の外構工事 物置、車庫等の付属設備の修繕、設置工事費 仲介手数料、印紙代、不動産取得税等の租税公課、設計測量費等の経費 シロアリ駆除、電話線、住宅の取壊し（一部・全部）工事
豊郷町	住宅リフォーム等補助金	1/3	20万円 30万円	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費 建物の内外装の改修（断熱リフォーム含む）工事 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修工事（下水道接続工事は除く） 太陽光発電システムの新規設置工事

日野町	空き家空き店舗活用支援事業補助金	1/4	50万円	・補助対象者 事業を営もうとする空き家空き店舗において、1年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、週2日以上営業が可能なこと 町内で営業している店舗から空き家空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗が休業または廃業とならないこと ※補助対象外経費に関する記載なし
	住宅リフォーム等促進事業補助金 商工観光課：0748-52-6562	1/10	10万円or20万円	・補助対象者 町内に住所を有する方または転入、転居する予定の方で、自らが居住する市町村の市町村税、手数料および使用料ならびに各種融資の償還について滞納がない者 当該リフォーム工事に對し、国、県または町の他の補助等を受けていない者 ・補助対象住宅 補助対象者が自ら所有し、居住されている（転入・転居の場合は居住する予定の）住宅 ・補助対象外経費 土地購入費用、広告看板等の設置費用、工事中機械・工具等の購入に関する費用、その他補助対象工事に係らない費用
竜王町	若者定住のための住まい補助金	2/10	2万～50万円	・補助対象者 5年以上補助を受けた住宅に居住すること、かつ、40歳未満の者または18歳以下の者を養育する者で町内に居住する者 過去に当該補助金を受けていない者 ・補助対象経費 新築・増築に係る工事、修繕・改善・補修および模様替えに係る工事、防犯機能の付与または強化のための防犯システム設置等の工事、公共下水道への接続に伴う宅内の工事、その他町長が適当と認める工事
愛荘町	空家等利活用推進補助金	1/2	300万円	・補助対象者 空き家バンクの登録物件の所有者または利用者 ・補助対象物件 空き家バンク登録物件 ・補助対象工事 内装工事費、外装工事費、空調設備工事、塗装工事費、建具工事費、給排水設備工事費、電気設備工事費、固定設備工事費、外構工事費設計・デザイン費、店舗改修に係る解体工事費、その他町長が適当と認めた費用
	住宅省エネ等改修事業補助金	2/10	20万円	・補助対象者 補助を受けようとする住宅を所有している者 補助を受けようとする工事について、国、県または町の他の制度による補助または扶助を受けていない者または住宅。 当該補助金を受けていない者および住宅 ・補助対象住宅 補助対象者が所有し、事故の居住の用に供している町内に創う在する固定資産税家屋評価対象住宅とする ・補助対象工事 窓の断熱改修工事、外壁・屋根・天井または床の断熱改修工事、住宅設備（太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽）の設置、バリアフリー改修、屋根日射遮へい改修工事、LED照明設置工事、省エネルギー設備設置工事、創エネルギー設備設置工事、その他上記と関連して施行される住宅改修工事
	木造住宅耐震改修事業	23/100	82.2万円	

	平均	中央値
補助率	0.48	0.5
補助上限額	191	100